

登録商標「ラー麦」使用申請書

平成 年 月 日

福 岡 県 知 事 殿
(農林水産部水田農業振興課)

住所 (所在地)
氏名 (社名) 印
連絡担当者
連絡先 TEL
FAX

ラーメン用小麦の使用にあたり、「ラー麦」の商標を使用したいので、下記のとおり申請します。

商標使用に当たっては、登録商標「ラー麦」取扱要領第 3 条の使用条件を遵守します。
なお、使用条件に違反した場合、商標使用を取り消されても異議ありません。

記

使用する商品の分類	1 小麦粉
	2 ラーメン
	3 ラーメン以外の中華麺
	4 その他()
	5 その他()
	6 その他()

上記表には、使用を予定されている商品の番号に 印をお願いします。
また、その他の () には、具体的な商品名を御記入ください。

様式第2号(第4条関係)

登録商標「ラー麦」使用中止届出書

平成 年 月 日

福 岡 県 知 事 殿
(農林水産部水田農業振興課)

住所(所在地)

氏名(社名)

連絡先 TEL

FAX

印

記

使用中止理由

登録商標「ラー麦」使用登録書

平成 年 月 日

住所（所在地）

氏名（社名）

福 岡 県 知 事
（農林水産部水田農業振興課）

記

平成 年 月 日付けで申請がありました、登録商標「ラー麦」使用申請は下記の条件を付して登録します。

記

1 登録番号

2 使用条件

- (1) 本小麦を使った商品の販売に際し、本小麦を指す名称として商標を用いる場合に限ること。
- (2) 本商標を活用し、本小麦が広く消費者に愛され定着するよう利用拡大に努めること。
- (3) 本小麦を使った商品を作る場合は、使用割合が100%となる商品作りを基本とすること。他品種を混合した商品を作る場合は、本小麦の使用割合を明らかにするなど、消費者の理解が得られるように努めること。
- (4) (3)の使用割合を明らかにするとは、使用割合を表示する、消費者などから問われた場合に使用割合を明確に答えるなど、消費者の誤解を招かないよう対応すること。
- (5) 知事が行う本小麦使用に関わる調査等に協力すること。
- (6) 知事は、登録書の交付を受けた者に(1)から(5)までの条件に反する行為が認められた場合は、使用登録を取り消すことができるものとする。
なお、このことによって生じた損失等の負担は使用者が負うものとする。